

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により、袋井市土橋土地区画整理組合の設立を認可した。

令和5年9月22日

静岡県知事 川勝平太

1 組合の名称

袋井市土橋土地区画整理組合

2 事業施行期間

令和5年9月22日（組合設立公告の日）から令和9年3月31日まで

3 施行地区に含まれる地域の名称

袋井市大字横井字遠玉の一部

袋井市大字小山字鍛冶面の一部

袋井市大字徳光字寺前の一部

袋井市大字土橋字宮下、字木ノ下、字上新田、字椎ノ木、字宮前、字西三反田、字浅蒔、字下新田、字樋通、字原坪、字五反田の各一部

4 事務所の所在地

袋井市新屋一丁目1番地の1

5 設立認可の年月日

令和5年9月22日

6 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

ただし、初年度は設立認可公告の日から翌年の3月31日までとする。

7 公告の方法

組合の事務所に掲示して行う。